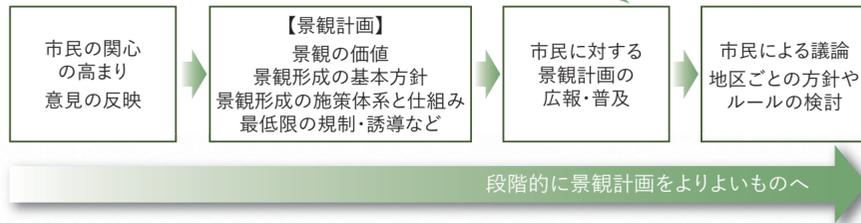


## 2 景観計画の目的と区域

### 景観計画の位置づけ及び目的

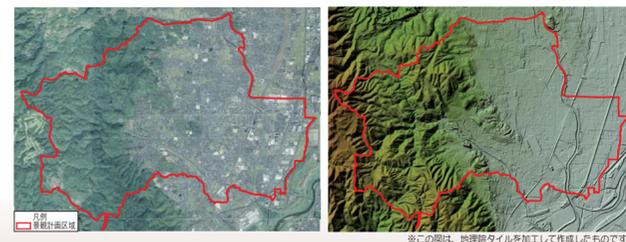
「住みたい 住みつけたい 悠久の都」の実現を図り、  
市民・事業者・行政の協働により景観施策を積極的に実施

【景観計画の充実】  
市民提案や合意をもとに  
地区別の詳細計画や  
厳しい規制・誘導などを追加

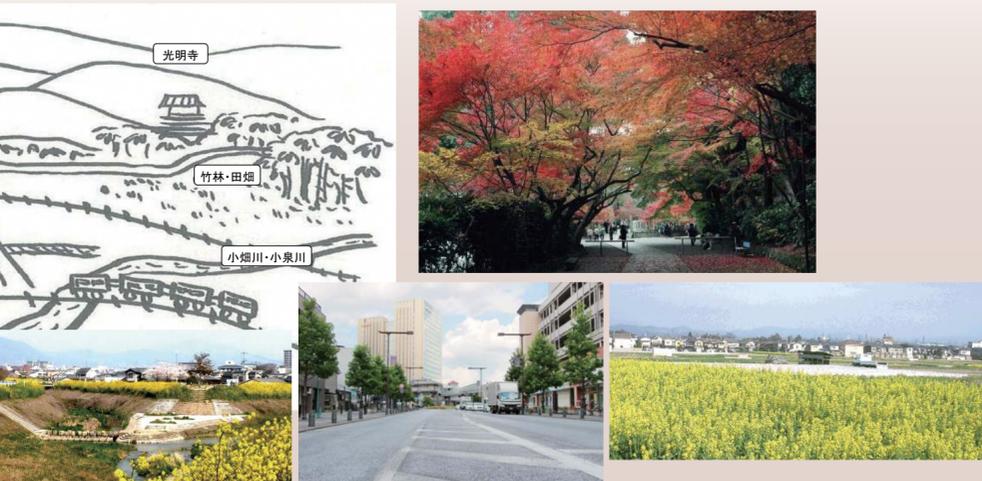


### 景観計画の区域

景観計画区域は、  
長岡京市全域 とします。



※この図は、地理院タイルを加工して作成したものです。



## 4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

建造物や樹木で、良好な景観を形成している、又は住民などから良好な景観を形成しているとの提案のある景観上重要なものについて、景観法の手続きを経て景観重要建造物・樹木に指定、保全していきます。



八条ヶ池中堤のキリシマツツジ  
(平成22年景観重要樹木に指定)

## 5 公共施設の整備に関する事項

公共施設の整備・管理にあたっては、基本的な考え方を定め、長岡京市の良好な景観形成を牽引していきます。

- はじめから景観の視点を取り入れる
- ヒューマンスケールを意識する
- 空間的・時間的な連続性・一体性を考える
- 地域の人々に愛着を持たれるデザイン
- 地域性、歴史性、環境性を考える
- 視点場からの眺望景観に配慮する
- 機能性と景観の両面に配慮したデザイン
- 住民とともに考える景観づくり

## 6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示・掲出について、設置位置や高さ、色彩、規模など一定の制限を行ない、良好な景観形成を促進します。

## 7 景観形成に向けた今後の取り組み

長岡京市は、今後次のような取り組みを市民・事業者・行政の協働により進めていき、長岡京らしい良好な景観を形成していきます。

- 長岡京市景観百選
- 顕彰制度
- 景観重要建造物及び樹木の指定の提案
- 景観づくりのアイデアを募集
- まちづくり協議会などの制度を活用

お問合せ先

長岡京市 建設交通部 都市計画課  
〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号  
TEL 075-955-9521 FAX 075-951-5410



# 長岡京市 景観計画 概要版

平成30年12月改定



## はじめに

長岡京市は、平成19年9月に景観法に基づく景観行政団体となったことを受け、平成20年4月に景観計画を策定し、長岡京らしい景観まちづくりに向けた取り組みを進めています。

「長岡京市景観計画」は、西山の緑豊かな自然景観、社寺や史跡等の歴史文化景観、活気ある都市景観等を市民共有のかけがえない資産として守り育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、次世代へと継承していくための、市民・事業者・行政の協働により、景観形成を進めていくための指針となる計画です。



## 1 景観形成の方針

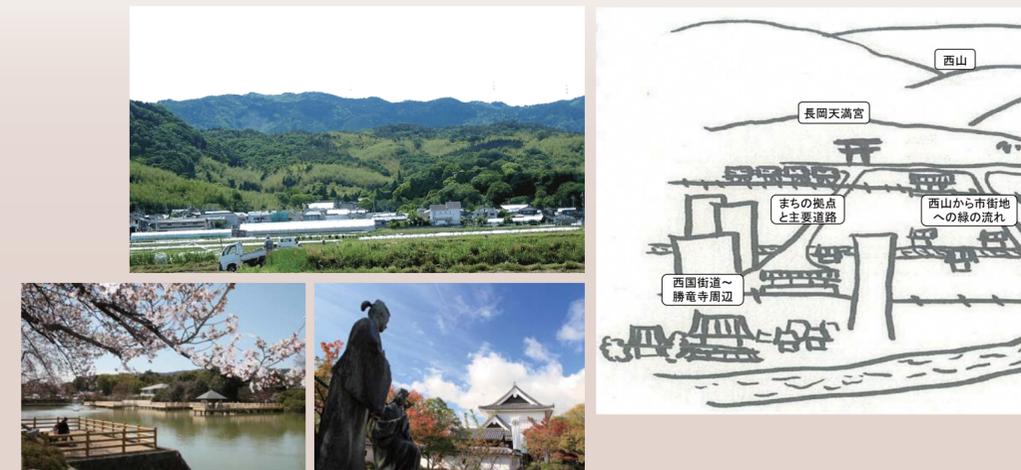
長岡京市の将来の景観を、豊かで魅力的なものとしていくために、以下の基本理念・基本方針・目標像を定め、景観形成を進めます。

基本理念 『みどりと歴史 人が織りなす、魅力と誇りにあふれる景観』

基本方針 『市民の生活そのものが豊かな自然や歴史・文化資源と調和し、いきいきと美しく感じられるようにする』

目標像 『長岡京らしさを形づくる景観資源や暮らしの場を大切にしながら、身近な景観を守り、西山から市街地への緑の流れを育て、豊かな魅力あふれる景観を創り出す』

### 長岡京らしさを形づくる代表的な景観



### 3 景観計画で定める行為の制限

#### 行為の制限に関する考え方とポイント

**考え方** 長岡京市景観計画で定める行為の制限は、背景となる西山や、西山から市街地への緑の流れといった、市域全体の景観の特徴を守っていくために必要な制限とします。

**Point 1** 長岡京市域全体で、景観に影響を与える全ての建築や開発等の行為について形態・意匠を誘導



**Point 2** 西山から市街地への緑の流れを創り出すため、市街地内での緑の創出を誘導



**Point 3** 背景となる西山や緑に対する市街地の調和を図る色彩を誘導

#### 景観区域・軸と景観重点地区の設定

地域特性に応じた効果的な景観誘導を図るため、景観計画区域を4つの「景観区域」と3つの「景観軸」に区分し、区域・軸ごとに景観形成の方針と基準を定めています。

また、特に重点的に良好な景観形成を図る必要がある長岡天満宮・八条ヶ池周辺地区を「景観重点地区」に指定し、景観形成の方針と基準を定めています。

#### 景観形成方針

##### 西山・山麓景観区域

##### 西山の緑に溶け込むような景観をつくる



- 長岡京市の重要な景観である西山の山並みや緑、山麓に広がる緑豊かな竹林や田園を保全・継承し、市街地との緩衝帯として近接する西山に溶け込むような景観形成を行います。
- 住宅地では、西山の自然の緑と連続した豊かな緑に囲まれた良好な住環境が保たれており、区域内に点在する社寺等の歴史的資源と、そこにつながる道や住宅地等の周辺空間（バッファゾーン）を一体的に守り育てながら、来訪者を迎え入れつつも落ち着いた緑のうらおいと歴史の風格が感じられる景観形成を行います。

##### 市街地景観区域

##### 住宅地・まちの拠点・農地が調和した緑豊かでいきいきとした景観をつくる



- まちなみの背景となる西山の眺めを阻害せず、これと調和した緑豊かでうらおいが感じられる景観形成を行います。
- 住宅地では、豊かな緑を背景とした良好な景観要素となっている住宅や過去から積み重ねられた歴史資産を守るとともに、五感で感じるまちの雰囲気やいきいきとした市民の生活の姿が感じられる景観形成を行います。また、地区に点在する歴史資産とその周辺空間（バッファゾーン）の一体的な景観形成を行います。
- 商業や様々な都市機能が集積するまちの拠点は、現代的な市民生活を象徴するとともに、長岡京市への訪問者に対して“まちの顔”ともなる存在であり、住みやすいまちを感じさせるとともに、市民の誇りとなる景観形成を行います。
- 農地や竹林など生業と結びついた緑が残る地区では、これらの緑を守るとともに、周辺と一体となって市民に季節の移ろいや安心感、なつかしさなどを感じさせる景観形成を行います。

##### 住工景観区域

##### 住宅地と工業地の調和がとれた景観をつくる

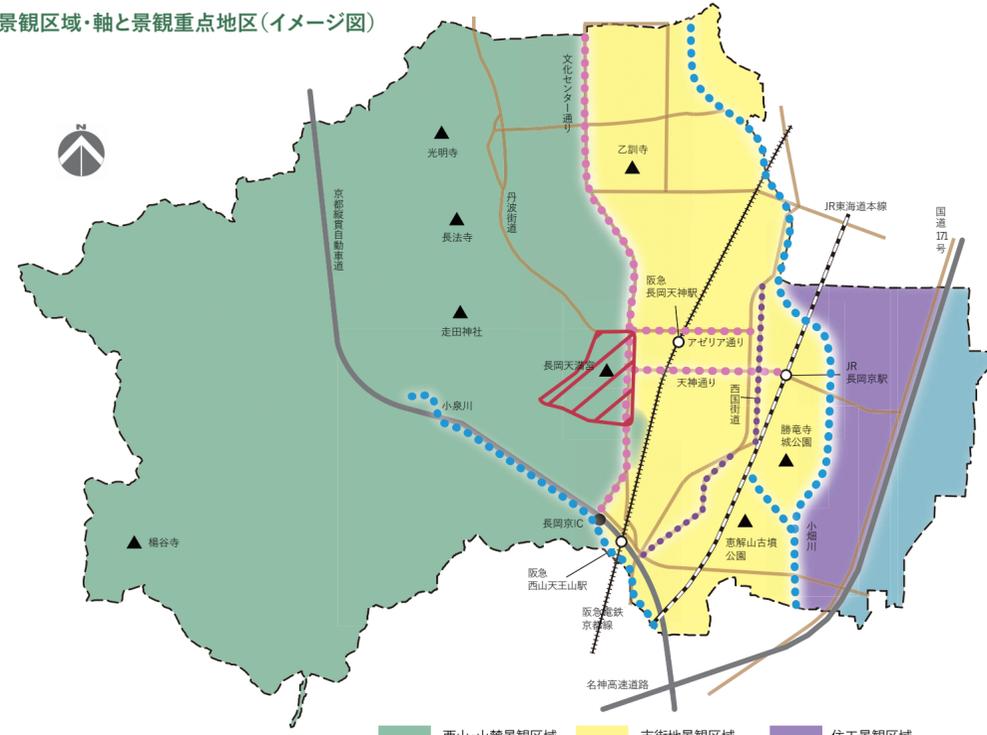
- まちなみの背景となる西山の眺めを阻害しない景観形成を行います。
- 住宅地と工業地が隣接する地区では、緑化された緩衝空間を確保するなど住宅地の環境に配慮しつつ調和のとれた景観形成を行います。
- 工業地では、道路などの公共空間から見て緑豊かでゆとりとうらおいのある景観形成を行います。

##### 工業景観区域

##### ゆとりとうらおいのある景観をつくる

- 西山の遠景を阻害しない景観形成を行います。
- 工業地では、沿道部や敷地内の緑化により、道路などの公共空間から見て緑豊かでゆとりとうらおいのある景観形成を行います。

景観区域・軸と景観重点地区(イメージ図)



##### 河川軸

##### 水と緑を活かした広がりのある景観をつくる



- 河川沿いの建築物等が対岸・堤防・橋梁上などから見られることを意識し、外形や色調が河川の水・緑と調和するような景観形成を行います。
- 連続する水と緑の軸として広がりのある眺望を確保するため、大規模な建築物や広告物等については、河川の視界が開けたオープンスペースという特性に配慮するとともに、西山の山並み等のスカイラインについても配慮した景観形成を行います。

##### 旧街道軸

##### 歴史的街道の伝統を活かしたまちなみをつくる



- 歴史的街道の沿道であることを意識し、沿道に残る歴史的資源と石畳、石畳風の舗装整備を進めている道路等の公共空間・まちなみが一体となって、旧街道の歴史的な雰囲気を感じさせる伝統的な形態意匠を大切に景観形成を行います。
- 歴史的資源やまちなみの周辺空間（バッファゾーン）は、これらと調和した景観形成を行います。

##### 沿道軸

##### 西山との緑の連続性を活かした景観をつくる



- 沿道から見える建築物・工作物については、道路空間から見られることを意識し、外形や色調がまちなみと調和するような景観形成を行います。
- 天神通りについては、長岡京市のシンボル軸となるよう、長岡天満宮・八条ヶ池と一体感ある道路景観に留意した、調和のとれた秩序と風格のある景観形成を行います。
- 文化センター通りについては、山麓景観や田園景観と調和した緑豊かで秩序のある景観形成を行います。
- アゼリア通りについては、長岡天満宮・八条ヶ池と西国街道を結ぶ商業や交流の中心軸として、西山からの緑の連続性を確保したヒューマンスケールで賑わいのある景観形成を行います。
- 長岡京市を東西に貫く道路は、西山から市街地にかけての緑の連続性に配慮し、周辺と一体となって緑豊かなうらおいのある景観形成を行います。

##### 景観重点地区

##### 長岡天満宮・八条ヶ池の歴史的景観をまもる



- 長岡京市のシンボルである長岡天満宮及び八条ヶ池の歴史的な景観を保全するとともに、周辺の緑豊かな住宅地のまちなみが一体となって、静穏で落ち着いた歴史的な雰囲気を感じさせる景観形成を行います。
- 重要な沿道軸である天神通り及び文化センター通りと接続しており、それぞれの通りからの眺めも意識した景観形成を行います。

#### 届出対象行為

次の行為を行おうとする場合は、あらかじめ、景観法に基づく届出が必要です。

| 大規模な行為  |   | 大規模な行為以外の行為  |  |
|---|---|--|--|
| <b>建築物</b><br>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>(1) 建築面積 1,000㎡を超えるもの、又は高さ 15m を超えるもの。<br>(2) (1) に該当する建築物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。<br>見付面積の 1/2 超の修繕、模様替、色彩の変更 | <b>工作物（電柱を除く）</b><br>新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更<br>(1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、その他類するものうち、高さ 15m を超えるもの。<br>(2) 擁壁の高さ 5m 以上及び長さ 10m を超えるもの。<br>(3) 観光用の乗用エレベーターなど昇降機、ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔など遊戯施設、製造施設、飼料などの貯蔵施設、汚物処理場、ごみ焼却場など処理施設、その他類するものうち、高さ 15m を超え又は築造面積 1,000㎡を超えるもの。<br>(4) (1)、(2) 又は (3) に該当する工作物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。<br>見付面積の 1/2 超の修繕、模様替、色彩の変更 | <b>その他</b><br>・敷地面積 1,000㎡以上の土地の形質の変更。<br>・敷地面積 1,000㎡以上又は高さ 5m を超える土砂などその他の物件の堆積。<br>敷地面積 1,000㎡以上 高さ 5m 超<br>敷地面積 1,000㎡以上 高さ 5m 超 | <b>建築物,工作物（電柱を除く）</b><br>・長岡京市まちづくり条例第 21 条の規定による申出行為（長岡京市景観計画に定める大規模な行為を除く）<br>戸建て住宅の建築 |